ローカルアンバサダープロモーション動画制作業務委託 仕様書

この仕様書は、「福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会」(以下「甲」という。)が「 」 (以下「乙」という。)に委託する、「ローカルアンバサダープロモーション動画制作業務」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

ローカルアンバサダープロモーション動画制作事業

2 委託業務の目的

ふくしまDCに向けて地域観光の魅力を広く発信する方を「ローカルアンバサダー」として認定し、各種PR活動に取り組んでいる。

本業務ではローカルアンバサダー認定後の活動内容をわかりやすく説明したプロモーション動画を制作し、既に登録された方や登録を検討されている方に、広く視聴いただき、 本県観光地のおもてなし力の向上及び魅力発信の強化を目的とする。

3 委託業務の内容

乙は、動画制作に係る企画立案、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、制作調整、撮影、編集、アニメーション・CG作成、MA(ナレーション、テロップ、BGM等を含む。)、マスター作成、県公式ウェブサイト用データ作成等映像制作に関わる全ての業務を行うこと。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年12月28日

5 制作条件

(1)全体

- ① 乙は、甲と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を甲に納品すること。
- ② 起用するメインの出演者は、本県ゆかりのある人物とし、企画提案時において可能な限り出演内諾を得ていること。また、起用する人物の公式SNSアカウント等に本動画視聴を誘導するためのURLを掲載するなどして波及効果を高めること。
- ③ 動画の本数及び放映時間は自由とする。5分程度のものを2本制作や、2分程度の ものを5本制作など、企画内容に適した長さ・本数とすること。
- ④ 以下のテーマを含んだ構成とすること。
 - ア おもてなし

本県を訪れた方に対する心温まるおもてなし

イ 旅のサポート

本県を訪れた方が旅を快適に楽しめるサポート

ウ 情報発信

福島の魅力を発見し全国に発信

- ⑤ 制作する内容は、中学生が見ても容易に理解できるレベルとし、視聴者が飽きずに最後まで視聴できる内容とすること。
- ⑥ ローカルアンバサダー特設サイトを運営する事業者と連携し、特設サイトから動画 へ誘導すること。
- ⑦ 動画の制作期限は、令和7年11月末までを想定(令和7年12月から公開予定)

(2) 撮影

- ① 撮影は、ハイビジョン対応のカメラとレンズで撮影すること。
- ② 取材・映像撮影は、原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行うこと(担当業務の兼務は可能とする。)。
- ③ 聴覚障がい者への情報保障のため、手話通訳を付けること。手話通訳者は、乙が手配、撮影を行い、映像に入れて動画を完成させること。
- ④ 撮影に係る使用料、出演料、謝礼等の必要経費は委託料に含めるものとする。

(3)編集

- ① 編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写又は立会いにより甲の承諾を得ること。
- ② カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに考慮した色彩 及びフォントを用いること。

(4) その他

- ① 本業務で制作した映像の完成作品及び映像素材データの著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。また、本業務で制作した映像は、県公式ウェブサイトや甲が許可した広報媒体において二次使用を行うことから、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする。公開後、最短でも令和8年6月30日まで使用することを想定している。
- ② 乙が所有するSNSアカウントで作成した動画の配信を行うこと。

6 規格・仕様

(1) 形式:ハイビジョン、ナレーション、BGM、CG制作

(2) 言語:日本語版のみ

7 提出書類

乙は、委託契約書に定める他、次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ① 委託業務着手届(様式第1)
 - ② 統括責任者通知書(様式第2)
 - ③ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2)業務完了後に速やかに提出するもの
 - ① 委託業務完了届(様式第3)
 - ② その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 成果品の提出

- (1) マスターソフト DVD1式※甲が複製できるDVDとする。
- (2) 県公式ウェブサイト掲載用動画 1式
- (3) 県公式ウェブサイトサムネイル画像

- (4) 動画制作時に撮影した素材データ 1式
- (5) その他、甲が必要と認めるもの 1式

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた時は、 甲乙協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについて は本業務に含まれるものとする。
- (3) 詳細な回数、その他数値については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- (4) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、甲乙が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (6) 乙は、受託業務の推進上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要のある場合には、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。